

# 青森県報

第三百一号

令和三年  
四月二十六日  
(月曜日)

## 目次

### 規 則

○青森県特定水産資源の採捕の停止に関する規則……………(水産振興課) ……一

### 告 示

○身体障害者福祉法による医師の指定……………(障害福祉課) ……二

○特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(水産振興課) ……二

### 公 告

○国土調査の成果の認証……………(農村整備課) ……二

○右 同……………( 同 ) ……二

### 出先機関

○土地改良区の定款変更の認可……………(県民局) ……三

○右 同……………( 同 ) ……三

### 選挙管理委員会

○政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……三

○政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………( 同 ) ……三

○政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………( 同 ) ……四

○政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………( 同 ) ……五

## 規 則

青森県特定水産資源の採捕の停止に関する規則をここに公布する。

令和三年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十四号

#### 青森県特定水産資源の採捕の停止に関する規則

##### (趣旨)

第一条 この規則は、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。)第三十三条第二項の規定に基づき、特定水産資源(法第十一条第三号に規定する特定水産資源をいう。以下同じ。)の採捕の停止に関し必要な事項を定めるものとする。

##### (採捕の停止)

第二条 知事が法第三十三条第二項各号のいずれかに該当すると認める旨の告示をしたときは、それぞれ当該各号に定める者は、当該告示の日の翌日から同日の属する当該告示に係る特定水産資源の法第十一条第三号に規定する管理年度の末日(当該告示において期間が定められた場合にあつては、当該期間の末日)までの間は、当該告示に係る知事管理区分における特定水産資源の採捕をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、知事が同項の告示に係る場合に該当しなくなったと認める旨の告示をしたときは、当該同項の告示に係る法第三十三条第二項各号に定める者は、当該該当しなくなったと認める旨の告示の日から当該同項の告示に係る知事管理区分における特定水産資源の採捕をすることができる。

##### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。  
(青森県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則の廃止)
- 2 青森県知事管理量に係るくろまぐろの採捕の停止に関する規則(平成三十一年三月青森県規則第二十一号)は、廃止する。

## 告 示

青森県告示第三百三十号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。

令和三年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	島田 美智子
	弘前大学医学部附属病院
勤務する病院等	弘前市大字本町五三
	循環器内科・腎臓内科（じん臓機能障害）
診療科目	令和三年四月二十六日

青森県告示第三百三十一号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条第二項の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めためので、同条第五項において準用する同法第五十五条の二第四項の規定により公示する。

令和三年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二〇〇 菊池 則憲	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二九 碓谷 励	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字小奥戸四二七の二 小谷 幸夫	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村一九九 柴田 正喜	奥戸区域 奥戸漁業協同組合の地区	総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主として甲の地区の者が行う漁業

公 告

国土調査の成果の認証

むつ市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
むつ市	田名部	矢立山の一部

国土調査の成果の認証

青森市が行った次の地域に係る国土調査の成果について、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により認証したので、同条第四項の規定により公告する。

令和三年四月二十六日

青森県知事 三 村 申 吾

市町村名	大字名	小字名
青森市	新城	山田の一部、天田内の一部

あつて甲の地区の者が行う漁業

出 先 機 関

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を令和三年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年四月二十六日

上北地域県民局長 石 橋 豊

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を令和三年四月十五日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和三年四月二十六日

上北地域県民局長 石 橋 豊

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

令和三年四月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体  
国会議員関係政治団体以外の政治団体

山崎ゆいこ蟹田後援会	代表者 戎 修	会計責任者 氏 秋谷 和一	主たる事務所の所在地 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田七八の二	届出年月日 令和 三・三・三
------------	------------	------------------	-------------------------------	----------------------

青森県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

令和三年四月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党の支部

自由民主党青森県郵政政治連盟支部（米田 敦）	代表者 三浦 徳弥	異動事項 新	会計責任者 野月 光士	異動事項 旧	届出年月日 令和 三・三・一
自由民主党青森県三戸郡第三支部（和田 寛司）	代表者 吉俣 洋	異動事項 新	主たる事務所の所在地 三戸郡五戸町字下モ沢向二一の二一	異動事項 旧	届出年月日 令和 三・三・一
日本共産党東青地区委員会（三浦 徳弥）	代表者 三浦 徳弥	異動事項 新	主たる事務所の所在地 三戸郡五戸町字下モ沢向一三の一三六	異動事項 旧	届出年月日 令和 三・三・四

政党以外の政治団体

青森県医師連盟（高木 伸也）	代表者 高木 伸也	異動事項 新	代表者 齊藤 勝	異動事項 旧	届出年月日 令和 二・六・三
----------------	--------------	-----------	-------------	-----------	----------------------

川畑勲夫後援会 (川畑 勲夫)		寺下和光後援会 (高橋 博美)	村川みどり後援会 (三浦 徳弥)		幸福実現党弘前後援会 (松井 信雄)	江渡あきのり平内町後援会 (田村 義夫)	木村次郎後援会連合会 (澤田 美彦)	渋谷てつかず後援会 (諏訪 守)	堤喜一郎後援会 (堤 ヒメ子)		市川としみつ後援会 (市川 俊光)	全国旅館政治連盟 青森県支部 (福士 圭介)	
代表者	主たる事務所の所在地	会計責任者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	主たる事務所の所在地	代表者	代表者	代表者
川畑 勲夫	下北郡佐井村大字佐井字越八〇の一六	橋本 慎千	三浦 徳弥	織田 典晃	田村 義夫	澤田 美彦	諏訪 守	堤 ヒメ子	三沢市字古間木山一四〇の五二六	市川 俊光	吉田 直哉	福士 圭介	
浜野 文雄	下北郡佐井村大字佐井字糠森一三〇の九八	橋本 洋昭	齊藤 寿一	小島 広伸	逢坂 勇吉	今村 憲市	加川 幸男	小笠原 幸一	三沢市字古間木山六八の五四	高山 勇蔵	福士 圭介	中山 大輔	
三・三・二〇		三・三・二五	三・三・二四	三・三・二〇	三・三・二五	三・三・二一	三・二・二七	三・一・二五	三・一・二一		二・六・三三		

港町政研会 (田邊 昌平)		竹山美虎後援会 (佐藤 尚孝)		スクラム385 (明戸 春美)		むつ青空クラブ (成田 早瀬)	
代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者
田邊 昌平	田邊 昌平	明戸 春美	成田 早瀬	成田 早瀬	成田 早瀬	成田 早瀬	成田 早瀬
森 拓也	森 拓也	八屋 弘之	米澤 智憲	米澤 智憲	米澤 智憲	米澤 智憲	米澤 智憲
三・三・二六	三・三・二六	三・三・二六	三・三・三三	三・三・三三	三・三・三三	三・三・三三	三・三・三三

青森県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

令和三年四月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
のりお後援会	石戸 尚	平成三・三・二九
齊藤憲雄後援会	宮崎 孝	三・三・二五
佐原若子後援会	大竹 進	令和元・三・二七
三津谷公雄後援会	船橋 隆	三・三・三三

葛西清人後援会	村上 敏明	二・三・三
盛田えつ子後援会	盛田 惠津子	三・二・二六
野坂みつる後援会	小関 隆一	三・二・二六
北紀一後援会	松尾 博由	三・三・二
北紀一を支援する会	北 紀 一	三・三・二
川畑勲夫後援会	川畑 勲夫	三・三・二〇

青森県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

令和三年四月二十六日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

北 紀 一	資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
北紀一を支援する会			令和三・三・二

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円